

別表第1 一般住宅対象 (第2条(定義)関係)

No.	対象	補助要件
-	共通	<p>(1) 未使用品であること (中古品は対象外とする)。</p> <p>(2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。</p> <p>(3) 各種法令等に遵守した設備であること。</p> <p>(4) 対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度等への登録をしないこと。</p> <p>(5) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 (令和5年1月13日 環地域事発第2301131号) の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと。</p>
1	太陽光発電設備	<p>(1) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度 (FIT) の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(2) 第三者所有型である電力購入契約 (PPAモデル) 又はリース契約での導入としないこと。</p> <p>(3) 住宅の屋根等への設置に適しかつ太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力 (kW表示とする) の合計値が50kW未満の発電設備であること。</p> <p>(4) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識 (交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの) を掲示すること。</p> <p>(5) 一定の品質・性能が一定期間確保されているシステムであること。</p> <p>(6) 補助対象者の敷地内に本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量 (kWh) が、当該設備で発電する電力量の「30%以上」であること。</p> <p>(7) 付帯設備である蓄電池及びエネルギーマネジメントシステムを原則導入すること。</p>
	蓄電池	<p>(1) 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であり、太陽光発電設備とともに原則導入すること。(4, 800Ah・セル相当のkWh未満)</p> <p>(2) 第三者所有型である電力購入契約 (PPAモデル) 又はリース契約での導入としないこと。</p> <p>(3) リチウムイオン蓄電池については、蓄電池部が安全基準 (JIS C8715-2と同等規格) に準拠した製品であること。※平成28年3月末までに、平成26年度 (補正) 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBAS 1101:2011 (一般社団法人電池工業会発行) とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 リチウムイオン蓄電池以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠した製品であること。</p> <p>(4) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p>
	エネルギー マネジメントシステム	<p>(1) 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であり、太陽光発電設備とともに原則導入すること。</p> <p>(2) 平時に省エネ効果 (運用改善によるものを含む) が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。又はシステム内の発電量その他データに基づく</p>

		<p>需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。</p> <p>※エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。</p>
2	高効率給湯器	<p>(1) これまで住宅で使用していた従来型の給湯器を入れ換えるものであること。</p> <p>(2) 次に掲げるもので、従来の給湯器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。</p> <p>ア 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器（エコキュート）</p> <p>イ 高効率直圧式石油給湯器（エコフィール）</p> <p>ウ LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）</p> <p>エ ガスエンジン給湯器（エコウィル）</p> <p>オ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（エコワン）</p> <p>カ 燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）</p> <p>※ただし、電気温水器から化石燃料（ガス・灯油）を使用したイ～オの高効率給湯器への入れ換えは対象外とする。また、従来使用していた給湯器がア～オに示す高効率給湯器から入れ換える場合も対象外とする。</p>
3	太陽熱利用設備	<p>(1) 太陽集熱器は、JIS A4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。</p>
4	断熱改修	<p>(1) 専用住宅であること（店舗、事務所等との併用は対象外とする）。事業実施主体自身が常時居住する住宅であること。</p> <p>(2) 導入する製品は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）」において補助対象となる製品であること。改修する部位については、原則同事業のエネルギー計算結果早見表を使用すること。</p> <p>(3) 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること（居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象外とする）。</p> <p>(4) 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。</p> <p>(5) 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。</p> <p>(6) 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。</p>

別表第1 事業者対象 (第2条(定義)関係)

No.	対象	補助要件
-	共通	<p>(1) 未使用品であること (中古品は対象外とする)。</p> <p>(2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。</p> <p>(3) 各種法令等に遵守した設備であること。</p> <p>(4) 対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度等への登録をしないこと。</p> <p>(5) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 (令和5年1月13日 環地域事発第2301131号) の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと。</p>
1	太陽光発電設備	<p>(1) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度 (FIT) の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(2) 第三者所有型である電力購入契約 (PPAモデル) 又はリース契約での導入としないこと。</p> <p>(3) 一定の品質・性能が一定期間確保されているシステムであること。</p> <p>(4) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識 (交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの) を掲示する事。</p> <p>(5) 補助対象者の敷地内に本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量 (kWh) が、当該設備で発電する電力量の「50%以上」であること。</p> <p>(6) 付帯設備であるエネルギーマネジメントシステムを原則導入すること。</p>
	蓄電池	<p>(1) 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。(4, 800Ah・セル相当のkWh以上。 4, 800Ah・セル相当のkWh未満の場合は一般住宅対象に準ずる。)</p> <p>(2) 第三者所有型である電力購入契約 (PPAモデル) 又はリース契約での導入としないこと。</p> <p>(3) リチウムイオン蓄電池については、蓄電池部が安全基準 (JIS C8715-2と同等規格) に準拠した製品であること。</p> <p>(4) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(5) とちぎ広域消防事務組合火災予防条例に基づき、必要に応じて設置届出書を消防署へ提出すること。</p>
	エネルギーマネジメントシステム	<p>(1) 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であり、太陽光発電設備とともに原則導入すること。</p> <p>(2) 平時に省エネ効果 (運用改善によるものを含む) が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。又はシステム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。</p> <p>※エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。</p>

2	高効率給湯器	<p>(1) これまで事業所等で使用していた従来型の給湯器を入れ換えるものであること。</p> <p>(2) 次に掲げるもので、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。</p> <p>ア 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器（エコキュート）</p> <p>イ 高効率直圧式石油給湯器（エコフィール）</p> <p>ウ LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）</p> <p>エ ガスエンジン給湯器（エコウィル）</p> <p>オ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（エコワン）</p> <p>カ 燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）</p> <p>※ただし、電気温水器から化石燃料（ガス・灯油）を使用したイ～オの高効率給湯器への入れ換えは対象外とする。また、従来使用していた給湯器がア～オに示す高効率給湯器から入れ換える場合も対象外とする。</p>
4	断熱改修	<p>(1) 専用住宅であること（店舗、事務所等との併用は対象外とする）。</p> <p>(2) 買取再販業者等が既存住宅を買い取り、本交付金によって、既存住宅断熱改修を行った住宅を住宅購入者に販売する場合、交付金額相当分が住宅購入者に還元されるものであること。</p> <p>(3) 導入する製品は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）」において補助対象となる製品であること。改修する部位については、原則同事業のエネルギー計算結果早見表を使用すること。</p> <p>(4) 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること（居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象外とする）。</p> <p>(5) 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。</p> <p>(6) 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。</p> <p>(7) 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。</p>

別表第2—般住宅対象（第5条（補助対象経費）及び第6条（補助金の額）関係）

No.	対象	補助対象となる経費	補助額
1	太陽光発電設備	(1) 太陽電池モジュール (2) 架台 (3) パワーコンディショナー（インバータ、保護装置） (4) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等） (5) 工事費（配線及び配線器具、電気工事等）	7万円×太陽光発電出力（kW） ※太陽光発電出力は太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。
	太陽光発電一体型カーポート	(1) 太陽発電モジュール一体型カーポート (2) 基礎（カーポートの柱を地面に固定する為の部分に限る） (3) パワーコンディショナー（インバータ、保護装置） (4) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等） (5) 工事費（配線及び配線器具、電気工事等）	対象経費の1/3
	太陽光発電搭載型カーポート	(1) 太陽発電モジュール (2) カーポート（太陽光発電モジュールの土台になるものに限る） (3) 基礎（カーポートの柱を地面に固定する為の部分に限る） (4) 架台 (5) パワーコンディショナー（インバータ、保護装置） (6) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等） (7) 工事費（配線及び配線器具、電気工事等）	対象経費の1/3
	蓄電池	(1) 設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等） (2) その他付属機器（計測・表示装置、キュービクル等） (3) 工事費（据付・配線工事等）	蓄電池の価格（円/kWh）の1/3（上限5.1万円/kWh） ※4,800Ah・セル相当のkWh未満：15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き・この金額を超える蓄電池は対象外） ※定格容量はkWh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値とする。
	エネルギーマネジメントシステム	(1) 設備本体（データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置） (2) 計測機器（電力量センサ、電流計、電力量計、計測機能付分電盤等） (3) 工事費（据付・配線工事等）	対象経費の2/3

2	高効率給湯器	(1) 設備本体 (2) その他付属機器 (3) 工事費 (据付・配線・配管工事等)	対象経費の1/2
3	太陽熱利用設備	(1) 設備本体 (集熱器、蓄熱槽等) (2) 架台 (3) その他の付属機器 (集熱配管、リモコン等) (4) 工事費 (据付・配線・配管工事等)	対象経費の2/3
4	既存住宅断熱改修	(1) 高性能建材 (ガラス・窓・断熱材・玄関ドア) (2) 工事費 (直接工事費 (労務費、直接経費)、間接工事費 (共通仮設費、現場管理費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費))	対象経費の1/3 (戸建住宅1戸あたり：上限120万円、集合住宅1戸ごと：上限15万円(このうち、玄関ドアは、戸建住宅1戸当たり：5万円、集合住宅1戸ごとに：3万円))

別表第2事業者対象（第5条（補助金の額）及び第6条（補助対象経費）関係）

No.	対象	補助対象となる経費	補助額
1	太陽光発電設備	(1) 太陽電池モジュール (2) 架台 (3) パワーコンディショナー（インバータ、保護装置） (4) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等） (5) 工事費（配線及び配線器具、電気工事、柵塀に係る工事等）	5万円×太陽光発電出力（kW） ※太陽光発電出力は太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。
	太陽光発電一体型カーポート	(1) 太陽発電モジュール一体型カーポート (2) 基礎（カーポートの柱を地面に固定する為の部分に限る） (3) パワーコンディショナー（インバータ、保護装置） (4) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等） (5) 工事費（配線及び配線器具、電気工事等）	対象経費の1/3
	太陽光発電搭載型カーポート	(1) 太陽発電モジュール (2) カーポート（太陽光発電モジュールの土台になるものに限る） (3) 基礎（カーポートの柱を地面に固定する為の部分に限る） (4) 架台 (5) パワーコンディショナー（インバータ、保護装置） (6) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等） (7) 工事費（配線及び配線器具、電気工事等）	対象経費の1/3
	蓄電池	(1) 設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等） (2) その他付属機器（計測・表示装置、キュービクル等） (3) 工事費（据付・配線工事等）	蓄電池の価格（円/kWh）の1/3（上限6.3万円/kWh） ※4,800Ah・セル相当のkWh以上：19万円/kWh（工事費込み・税抜き・この金額を超える蓄電池は対象外） ※定格容量はkWh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値とする。 ※本町の交付額上限金額は315万円までとする
	エネルギーマネジメントシステム	(1) 設備本体（データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置） (2) 計測機器（電力量センサ、電流計、電力量計、計測機能付分電盤等） (3) 工事費（据付・配線工事等）	対象経費の2/3

2	高効率給湯器	(1) 設備本体 (2) その他付属機器 (3) 工事費 (据付・配線・配管工事等)	対象経費の1/2
4	既存住宅断熱改修	(1) 高性能建材 (ガラス・窓・断熱材・玄関ドア) (2) 工事費 (直接工事費 (労務費、直接経費)、間接工事費 (共通仮設費、現場管理費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費))	対象経費の1/3 (戸建住宅1戸あたり：上限120万円、集合住宅1戸ごと：上限15万円(このうち、玄関ドアは、戸建住宅1戸当たり：5万円、集合住宅1戸ごとに：3万円))

別表第3 一般住宅対象（第8条（交付申請）関係）

No.	対象	補助要件
-	共通	(1) 現に鹿追町内に住所を有する者にあつては、町が定める町税納入状況調査承諾書（第3号様式）その他の者にあつては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書。 (2) 自己が所有しない住宅等に設置する場合は、所有者の承諾書（第4号様式） (3) 別表第2に掲げる経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し（建売の場合は売買見積書等の写し） (4) 誓約書 (5) その他町長が必要と認める書類
1	太陽光発電設備 （ソーラーカーポートを含む）	(1) 太陽光発電システム設置に係る図面の写し (2) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し (3) 太陽電池モジュールの保証期間（無償）が確認できるものの写し (4) パワーコンディショナーの定格出力が確認できるものの写し (5) ソーラーカーポートについては、耐風・耐雪について確認できるカタログ等
	蓄電池	(5) 蓄電池の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面 (6) 蓄電システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番が確認できる資料
	エネルギーマネジメントシステム	(7) エネルギーマネジメントシステムの仕様及び諸元や計測内容等がわかるカタログや図面
2	高効率給湯器	(1) 高効率給湯器の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面 (2) 従来使用していた給湯器の設置状況が分かる写真及び型番が分かる写真 (3) 従来使用していた給湯器の型番が確認できる書類 (4) 本事業により導入する高効率給湯器が、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られることを証明する書類等
3	太陽熱利用設備	(1) 太陽熱利用設備の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面
4	断熱改修	(1) 改修箇所等がわかる平面図 (2) ガラス・窓・断熱材を導入する場合は登録番号がわかる資料 (3) 玄関ドアを導入する場合は仕様及び諸元がわかるカタログ

別表第3事業者対象（第8条（交付申請）関係）

No.	対象	補助要件
-	共通	(1) 現に鹿追町内に住所を有する者にあつては、町が定める町税納入状況調査承諾書（別記第3号様式）、その他の者にあつては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書。 (2) 自己が所有しない事業所等に設置する場合は、所有者の承諾書（別記第4号様式） (3) 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し） (4) 法人の場合は役員名簿 (5) 申請者の住所と異なる支店等を使用の本拠地とする場合は、申請者と支店等の関係性及び支店等の住所がわかる資料 (6) 別表第2に掲げる経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し（建売の場合は売買見積書等の写し） (7) 誓約書 (8) その他町長が必要と認める書類
1	太陽光発電設備 （ソーラーカーポートを含む）	(1) 太陽光発電システム設置に係る図面の写し (2) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し (3) 太陽電池モジュールの保証期間（無償）が確認できるものの写し (4) パワーコンディショナーの定格出力が確認できるものの写し (5) ソーラーカーポートについては、耐風・耐雪について確認できるカタログ等
	蓄電池	(5) 蓄電池の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面 (6) 蓄電システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番が確認できる資料（4,800Ah・セル相当のkWh未満の場合のみ）
	エネルギーマネジメントシステム	(7) エネルギーマネジメントシステムの仕様及び諸元や計測内容等がわかるカタログや図面
2	高効率給湯器	(1) 高効率給湯器の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面 (2) 従来使用していた給湯器の設置状況が分かる写真及び型番が分かる写真 (3) 従来使用していた給湯器の型番が確認できる書類 (4) 本事業により導入する高効率給湯器が、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られることを証明する書類等
4	断熱改修	(1) 改修箇所等がわかる平面図 (2) ガラス・窓・断熱材を導入する場合は登録番号がわかる資料 (3) 玄関ドアを導入する場合は仕様及び諸元がわかるカタログ

別表第4 一般住宅対象（第13条(実績報告)関係）

No.	対象	補助要件
-	共通	<p>(1) 対象の設置状況を撮影した写真（設置状況が分かる全体写真と型番が確認できる箇所の写真）</p> <p>太陽光発電設備：設置状況がわかる全体写真のほか、設置した太陽光パネルの枚数が確認できる写真</p> <p>蓄電池：蓄電パッケージを構成するすべての装置について型番が確認できる写真</p> <p>高効率給湯器：高効率給湯器本体と室外機（設置対象機器があれば）各々の全体写真と型番が確認できる写真</p> <p>太陽熱利用設備：集熱器と貯湯タンク各々の全体写真と型番が確認できる写真</p> <p>断熱改修：改修前及び改修後の状況が確認できる写真</p> <p>(2) 対象の設置に係る領収証及び請求書（別表第2の経費の内訳が確認できるもの）</p> <p>(3) 契約書がある場合は契約書の写し。契約書がない場合は、それに類する資料の写し</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>
1	<p>太陽光発電設備 （ソーラーカーポートを含む）</p> <p>蓄電池</p> <p>エネルギーマネジメントシステム</p>	<p>(1) FIT 制度（固定価格買取制度）の適用を受けていないことが確認できる書類（電力需給開始のお知らせ）</p> <p>※実績報告期日までに太陽光発電設備からの電力受給が間に合わない場合は、連系希望日が実績報告期限内になっている系統連系申込書（北海道電力ネットワーク株式会社宛）の写しと、FIT 制度の適用を受けない申込をしている電力受給申込書（北海道電力株式会社宛）の写し。</p> <p>(2) 設置した太陽電池モジュールの変換効率、性能、未使用品であることが確認できる出力対比表（設置枚数分・製造番号が入っているもの・又はその写し。）</p> <p>(3) 蓄電池と太陽光発電設備の接続が確認できる結線図等</p> <p>(4) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量（kWh）が、当該設備で発電する電力量の「30%以上」であることを証明する書類等</p> <p>(5) 性能表示基準、震災対策基準がわかる書類。（蓄電池のみ・設置した蓄電パッケージ番号が明示されている書類）</p> <p>(6) 保証金がわかる書類。（蓄電池のみ・導入機器の保証書の写し）</p>
2	高効率給湯器	-
3	太陽熱利用設備	-
4	断熱改修	<p>(1) 導入設備の納入を確認できる出荷証明書等</p>

別表第4 事業者対象 (第13条 (実績報告) 関係)

No.	対象	補助要件
-	共通	<p>(1) 対象の設置状況を撮影した写真 (設置状況が分かる全体写真と型番が確認できる箇所の写真)</p> <p>太陽光発電設備: 設置状況がわかる全体写真のほか、設置した太陽光パネルの枚数が確認できる写真</p> <p>蓄電池: 蓄電パッケージを構成するすべての装置について型番が確認できる写真</p> <p>高効率給湯器: 高効率給湯器本体と室外機各々の全体写真と型番が確認できる写真</p> <p>断熱改修: 改修前及び改修後の状況が確認できる写真</p> <p>(2) 対象の設置に係る領収証及び請求書 (別表第2の経費の内訳が確認できるもの)</p> <p>(3) 契約書がある場合は契約書の写し。契約書がない場合は、それに類する資料の写し</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>
1	<p>太陽光発電設備 (ソーラーカーポートを含む)</p> <p>蓄電池</p> <p>エネルギーマネジメントシステム</p>	<p>(1) FIT 制度 (固定価格買取制度) の適用を受けていないことが確認できる書類 (電力需給開始のお知らせ)</p> <p>※実績報告期日までに太陽光発電設備からの電力受給が間に合わない場合は、連系希望日が実績報告期限内になっている系統連系申込書 (北海道電力ネットワーク株式会社宛) の写しと、FIT 制度の適用を受けない申込をしている電力受給申込書 (北海道電力株式会社宛) の写し。</p> <p>(2) 設置した太陽電池モジュールの変換効率、性能、未使用品であることが確認できる出力対比表 (設置枚数分・製造番号が入っているもの。・又はその写し)</p> <p>(3) 蓄電池と太陽光発電設備の接続が確認できる結線図等</p> <p>(4) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量 (kWh) が、当該設備で発電する電力量の「50%以上」であることを証明する書類等 (最低1日単位)</p> <p>(5) 性能表示基準、震災対策基準がわかる書類。(蓄電池のみ・設置した蓄電パッケージ番号が明示されている書類)</p> <p>(6) 保証金がわかる書類。(蓄電池のみ・導入機器の保証書の写し)</p>
2	高効率給湯器	-
3	断熱改修	(1) 導入設備の納入を確認できる出荷証明書等